

つくば文化振興財団友の会規約

(目的)

第1条 つくば文化振興財団（以下「財団」という。）からの情報提供及び財団が実施する事業等における市民参加を促進することなどによって、財団事業の理解と芸術文化活動等の活性化に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称を「つくば文化振興財団友の会」と称する。ただし、通称として親しみやすい名称を使用することができる。

(会員)

第3条 本会の会員は、個人会員と法人会員とする。

2 個人会員は、一般会員とサポーター会員とする。

(入会)

第4条 個人会員の入会は、財団の芸文事業チケット購入者で、本会の趣旨に賛同し別紙の入会申込書により入会の申込みをして入会する。

2 法人会員の入会は、本会の趣旨に賛同し別紙の入会申込書により入会の申込みをして入会する。

(会費)

第5条 個人会員、法人会員とも会費は無料とする。

(特典)

第6条 会員は、財団が別途定める特典を受けることができる。

2 サポーター会員は、財団からの要請に基づき各種財団事業に参加することができる。ただし、参加する事業の内容により講習受講を参加条件とする場合がある。

(権利譲渡の禁止)

第7条 会員は、特別の事情がない限り、この規約に基づき財団から得た特典を他の者に譲渡することができない。

(届出事項の変更)

第8条 会員は、連絡先等の届出事項に変更があった場合は、直ちに財団に対して届出事項の変更を連絡するものとする。

(会員期間)

第9条 会員期間は、入会年度含めて3年度間とする。ただし、その間にチケット購入があった場合は、その日が属する年度を含めて更に3年度間とする。

(退会)

第10条 別紙の退会届を財団に提出したとき及び会員期間満了となった場合に退会となる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、退会届の提出がなくても退会となる。

- (1) 会員本人が死亡した場合
- (2) 会員本人が信用失墜行為等により会員としてふさわしくないと財団が認めた場合
- (3) 本会が解散した場合

(個人情報の保護)

第11条 会員の個人情報は、会員との連絡、財団主催事業やその他の情報提供等のために使用するものとする。

(規約の変更)

第12条 財団は、本規約を変更した場合、会員に通知するものとする。

(附則)

第13条 本規約は、平成27年4月1日から施行する。

会員特典

チケット割引	つくば文化振興財団が指定する公演チケットが10%割引で購入できます。
チケット先行予約	つくば文化振興財団が指定する公演を一般より早く予約できます。
情報の提供	つくば文化振興財団が発行する情報誌等を無料で送付します。
その他	入会記念品等を贈呈します(入会の時期により内容は異なる場合があります)。